

京都府地域貢献優先型総合評価競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 京都府が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項又は第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札のうち、京都府地域貢献優先型総合評価競争入札（以下「地域貢献優先型入札」という。）の試行については、法令、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象工事)

第2条 地域貢献優先型入札の対象とする建設工事は、工事規模及び地域特性等を勘案して契約担当者がこれを決定するものとし、価格以外の地域への貢献度等の評価（以下「地域貢献評価」という。）をして、地域に貢献する企業を重視する必要があるものとする。

(落札者決定基準)

第3条 契約担当者は、地域貢献優先型入札を行おうとするときは、あらかじめ落札者決定基準を定めなければならない。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 契約担当者は、規則第154条の2第5項から第7項までに規定する手続により、地域貢献優先型入札について学識経験者の意見を聴かななければならない。

(入札公告等に示す事項)

第5条 契約担当者は、地域貢献優先型入札を行おうとする場合は、入札公告、入札説明書等（以下「入札公告等」という。）に次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 地域貢献評価型入札による旨
- (2) 地域貢献評価に関する基準
- (3) 技術評価を行うために必要な資料及びその提出方法
- (4) 地域貢献優先型入札における申込みの評価（以下「総合評価」という。）の方法及び落札者の決定方法
- (5) その他総合評価に関する事項

(総合評価の方法)

第6条 総合評価は、標準点に地域貢献評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点という。」）を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

ただし、当該入札者の入札金額が調査基準価格未満の場合にあっては、技術評価点を調査基準価格に調査基準価格から当該入札者の入札金額を減じた金額を加えた金額で除して得られた評価値をもって行うものとする。

(落札者の決定)

第7条 規則第154条の2第1項に規定する「価格その他の条件がもっとも有利なものをもって申込みをした者」は評価値が最も高い者とする。

- 2 落札となるべき同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引き（規則第142条第1項に規定する電子入札の場合は、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじ）により落札者を決定するものとする。

(落札結果等の公表)

第8条契約担当者は、地域貢献優先型入札において落札者を決定した場合は、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名及び落札者名
- (2) 各入札参加者の入札金額及び落札金額

(その他)

第9条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、入札課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。